



社援協発0219第2号
令和2年2月19日

各 都道府県
消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室長
(公 印 省 略)

テレビ会議方式を利用した理事会への出席について

標記の件に関し、別紙1のとおり日本生活協同組合連合会代表理事会長より照会があり、別紙2のとおり回答したので、御了知の上、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会に対し、周知いただくようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言である。

日本生協連渉広発 2019-65
令和 2 年 2 月 10 日

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室長 殿

日本生活協同組合連合会 代表理事会長

【疑義照会】 テレビ会議方式を利用した理事会への出席について

[照会]

消費生活協同組合法（昭和 23 年 7 月 30 日法律 200 号）に基づく理事会の開催及び決議において、遠隔地にいる理事が出席困難である場合、テレビ会議方式により理事の参加を認めて差し支えないかご教示願いたい。

社援協発0219第1号
令和2年2月19日

日本生活協同組合連合会 代表理事会長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室長
(公 印 省 略)

[回答]

令和2年2月10日付け日本生協連渉広発2019-65で照会のあった件について、貴連合会照会のとおり取り扱って差し支えないものとする。

なお、生協の運営は、相互扶助の精神に基づく組合の自治運営により行うことが基本とされており、組合員、理事、監事がお互いの役割を果たすことで適切な運営がなされてきたところである。今後も健全な組織運営及び事業実施のため、組合員の意思が反映される運営を確保するとともに、迅速且つ適正な事業執行体制を確保するため、総会や理事会・理事、監事などの各機関の権限や責任を明確化し、牽制機能を強化する必要がある。

その上で、理事会は、理事の組合業務の執行の適正化、円滑化のために設けられるものであり、理事の協議と意見の交換によりその知識と経験を結集することにあるため、理事は自ら出席し、決議に加わることを要しているところであり、より一層活発な協議のもとで健全な運営に努めるようお願いしているところである。

今次照会のあったテレビ会議方式によって理事会に適法に出席したといえるためには、少なくとも、遠隔地にいる理事を含む各理事の発言が即時に他の全ての理事に伝わるような即時性と双方向性の確保された会議システムを用いることによって、遠隔地にいる理事を含む各理事が一堂に会するのと同様に、自由な協議ないし意見交換できる状態（環境設定）を要するものと解される。また、テレビ会議方式による理事会の実施にあたっては、各組合及び連合会においてセキュリティ確保に十分努める必要がある。

さらに、理事会の議事録作成にあたっては、テレビ会議方式により理事及び監事が理事会に出席をした場合には、当該出席の方法、氏名及び場所についても併せて記録されたい。そして、消費生活協同組合法（昭和23年7月30日法律200号）第30条の5第3項及び4項に定められた議事録への署名等の取り扱いについても適切に対応願いたい。